

第4回佐賀県 TPP 対策本部会議 次第

日時：平成 28 年 4 月 5 日（火）13:30～14:00

場所：庁議室（新行政棟 4 階）

（1）報告事項

第3回対策本部会議以降の主な動き
閣議決定（3/8）された TPP 関連法案の概要
県での対応状況

（2）意見交換

（3）その他

配付資料

資料1 第3回対策本部会議以降の動き

資料2 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する
法律案の概要

資料3 県での対応状況

- ・農林水産業体質強化対策予算（とりまとめ）
- ・輸出促進体制の強化・県産品の販売促進対策予算（とりまとめ）

参考 佐賀県 TPP 対策本部設置要綱（H28.4.1 施行）

第3回対策本部会議以降の動き

資料1

月日	県の動き	月日	国の動き	米大統領選挙
1月28日	第3回対策本部会議	1月4日	第190回通常国会招集	
2月22日	2月定例県議会開会	2月4日	TPP参加12カ国による署名式 (NZにて)	予備選挙 (党候補者選び)
3月23日 3月24日	第2回TPP幹事会 閉会	3月8日 3月24日	協定案と関連法案を閣議決定 衆議院に特別委員会を設置	3月1日 スーパー チューズデイ
4月5日 4月下旬	<u>第4回対策本部会議</u> 臨時県議会	4月5日 4月中	協定案等の審議入り 協定案等の衆院通過?	
5月		5月中旬 5月下旬	協定案等の参院通過? 協定案等の承認?	
6月	6月定例県議会	6月1日	国会会期終了	6月まで
夏			参院選	
11月				大統領選
18年以降			TPP協定発効?	

(注)報道等を基に作成

**環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う
関係法律の整備に関する法律案の概要**

**平成28年3月
内閣官房**

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

- ・ TPP協定の締結に当たっては、協定の国会承認だけでなく、国内実施法の成立が必要である。
- ・ TPP協定の締結に伴い、同協定を的確に実施するため、関連する国内法の規定の整備を総合的・一体的に行うこととする。

1. 法案の概要

1. 原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う。(関税暫定措置法及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)
2. 知的財産について、以下の規定の整備を行う。
 - (1) 著作権等の存続期間の延長、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う。(著作権法)
 - (2) 発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う。(特許法)
 - (3) 商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う。(商標法)
3. 外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
4. 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と違反の疑いがある者との間の合意により自主的に解決する制度の規定の整備を行う。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
5. 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付並びに輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置等の規定の整備を行う。(畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法)
6. 国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備を行う。(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)

2. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(別段の定めがある場合を除く)。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要
(関税暫定措置法、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく
申告原産品に係る情報の提供等に関する法律関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 原産地手続(関税暫定措置法及びEPA申告原産品法の改正)

以下に係る手続等の規定を整備。

- ・ 我が国に輸入される貨物の原産性等を確認するために税関が行う調査
- ・ 我が国から輸出された貨物の原産性に関する輸出先税関への協力

B. セーフガード関係等(関税暫定措置法の改正)

①TPP協定締約国からの輸入が急増した場合、②TPP協定締約国が協定に違反した場合、③TPP協定締約国からの牛肉、豚肉などの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等に、それぞれ関税率を引き上げる手続規定を整備。

C. その他整備が必要となる規定(関税暫定措置法等の改正)

- ・ TPP協定締約国から輸入される麦について、税関長の承認を受けた工場において飼料を製造する場合に限り、関税を撤廃する規定(日豪EPAに伴い導入された規定の対象にTPP協定を追加)。
- ・ 修繕・加工のためにTPP協定締約国に一時的に輸出された後に再び輸入される貨物の関税を免除するための規定。
- ・ 農林水産省所管法律の改正等に伴う規定整備。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (著作権法関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、著作権等の存続期間を50年から70年に延長するほか、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 著作物等の保護期間の延長

種類		現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後 <u>50</u> 年	著作者の死後 <u>70</u> 年
	無名・変名	公表後 <u>50</u> 年	公表後 <u>70</u> 年
	団体名義	公表後 <u>50</u> 年	公表後 <u>70</u> 年
	映画	公表後 <u>70</u> 年(※)	公表後 <u>70</u> 年(※)
実演	実演が行われた後 <u>50</u> 年	実演が行われた後 <u>70</u> 年	
レコード	レコードの発行後 <u>50</u> 年	レコードの発行後 <u>70</u> 年	

(※)映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

B. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

現在親告罪とされている著作権等侵害罪について、以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。

- ① 対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
 - ② 有償著作物等(※)について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
 - ③ 有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が、不当に害されること
- (※)有償で公衆に提供又は提示されている著作物等

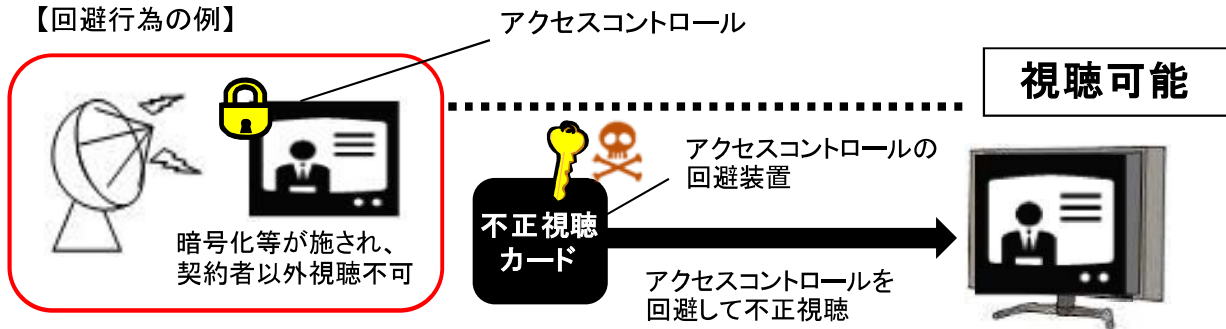
非親告罪となる侵害行為の例	親告罪のままとなる行為の例
販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為	漫画等の同人誌をコミケで販売する行為
映画の海賊版をネット配信する行為	漫画のパロディをブログに投稿する行為

C. アクセスコントロールの回避等に関する措置

著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなす(※)とともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とする。

(※)刑事罰の対象とはしない。

【回避行為の例】



D. 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

放送事業者等がCD等の商業用レコードを用いて放送又は有線放送を行う際に、実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権について、対象を拡大し、配信音源(※)を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、使用料請求権を付与する。

(※)CD等の商業用レコードを介さずインターネット等から直接配信される音源



E. 損害賠償に関する規定の見直し

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求することができる。

【現行の損害額に関する規定】

- ・侵害物の数量 × 正規品の利益額
- ・侵害者利益
- ・使用料相当額



【改正案の規定】

使用料規程により算出した額を請求することができる

(例)カラオケ施設が、使用料規程において1曲1回あたり120円が使用料とされている演奏を無断で1日30曲、1,000営業日行った場合

➡ 120円/回 × 30回/日 × 1,000日 = 360万円を請求可

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (特許法関係)

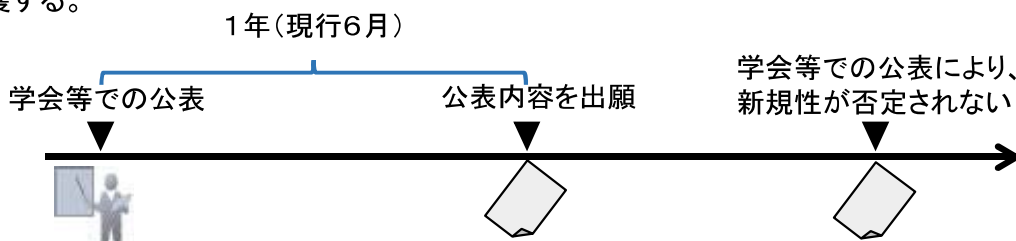
1. 背景

TPP協定の実施に伴い、発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

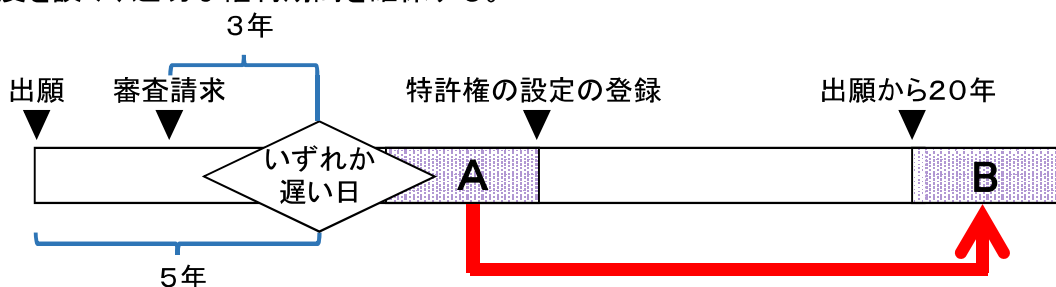
A. 発明の新規性喪失の例外期間の延長

- 特許法では、特許出願前に既に公表されている発明は、新規性がないものとして権利が認められないのが原則であるところ、公表から6月以内に出願したものについて、例外として救済する措置を規定。
- TPP協定の要請を受け、この例外期間を現行の6月から1年に延長し、多様な発明をより適切に保護する。



B. 特許権の存続期間の延長制度の整備

- 特許権の存続期間は、原則、出願から20年で満了するため、審査等に時間がかかった場合、その分の権利期間が短くなる。
- 特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から3年を経過した日のいずれか遅い日以後に特許権の設定の登録があった場合に、特許権の存続期間の延長ができる制度を設け、適切な権利期間を確保する。



※延長される期間[B]は、期間[A]から、出願人の責めに帰する期間、審判・裁判に関する期間等を除外して算出。
※我が国では、出願から審査請求までの期間は平均2年、審査請求から特許権の設定の登録までの期間(標準審査期間)は平均18.8月となっている。

TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、多様な発明についての特許権の取得と適切な権利期間を確保する制度が整備されることにより、我が国企業等の特許権をより一層活かした事業展開を可能とし、更なる海外事業展開を促進する。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (商標法関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

- 商標の不正使用に対する法定の損害賠償制度に関し、「生じた損害を賠償する」という民法の原則を踏まえた上で、所要の措置を講ずる。
- 具体的には、商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できるものとする。



TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、権利者が賠償を得られやすい制度が整備されることにより、我が国企業等のより効果的かつ効率的な侵害対策を可能とし、更なる海外事業展開を促進する。

商標の不正使用について

- 「商標の不正使用」とは、登録商標と社会通念上同一の商標の使用による侵害を指す。

<具体例>



全く同一の商標のみならず、書体違い等も不正使用。

損害額について

- 現行法において、権利者は、所定の額を損害額とできる規定を選択してその賠償を請求することができる。

<現行規定>

商標法第38条第1項: 損害額の計算式
第2項: 侵害者利益を損害額
第3項: ライセンス料を損害額

- 改正後は、現行規定に加え、商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額(最低額)として請求することも選択可能となる。

<新規定案>

出願料 3,400円 + (8,600円 × 商品の種類数)
+ 登録料 28,200円 × 商品の種類の数

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係)





1. 背景

TPP協定の実施に伴い、登録認証機関（医薬品医療機器法に基づき、管理医療機器、体外診断用医薬品等の認証を行うことができる民間の第三者機関）に関する規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

- 登録認証機関になることができる者は、日本又はTPP協定締約国で認証を行う者とし、そのための規定を整備する。
- 厚生労働大臣は、外国の登録認証機関による規定違反等を認めるときは、改善請求等を行うことができるとともに、これに応じないときは、登録認証機関に対し業務停止の請求を行い、又はその登録を取り消すことができる。
- 厚生労働大臣は、外国の登録認証機関における検査を行おうとして拒まれる等したときは、登録認証機関に対し業務停止の請求を行い、又はその登録を取り消すことができる。

(医療機器に関する分類・規制)

		小 ← リスク → 大			
国際分類	クラス I	クラス II	クラス III	クラス IV	
具 体 例	体外診断用機器 鋼製小物 (メス・ピンセット等) X線フィルム 歯科技工用品 	MRI装置 電子内視鏡 消化器用カテーテル 超音波診断装置 歯科用合金 	透析器 人工骨 人工呼吸器 	ペースメーカー 人工心臓弁 ステントグラフト 	
法 の 分 類	一般医療機器	管理医療機器	高度管理医療機器		
規 制	届出	登録認証機関 による認証	大臣承認 (PMDAで審査)		

TPP協定締約国の認証機関も基準を満たして申請すれば登録認証機関になる。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律関係)

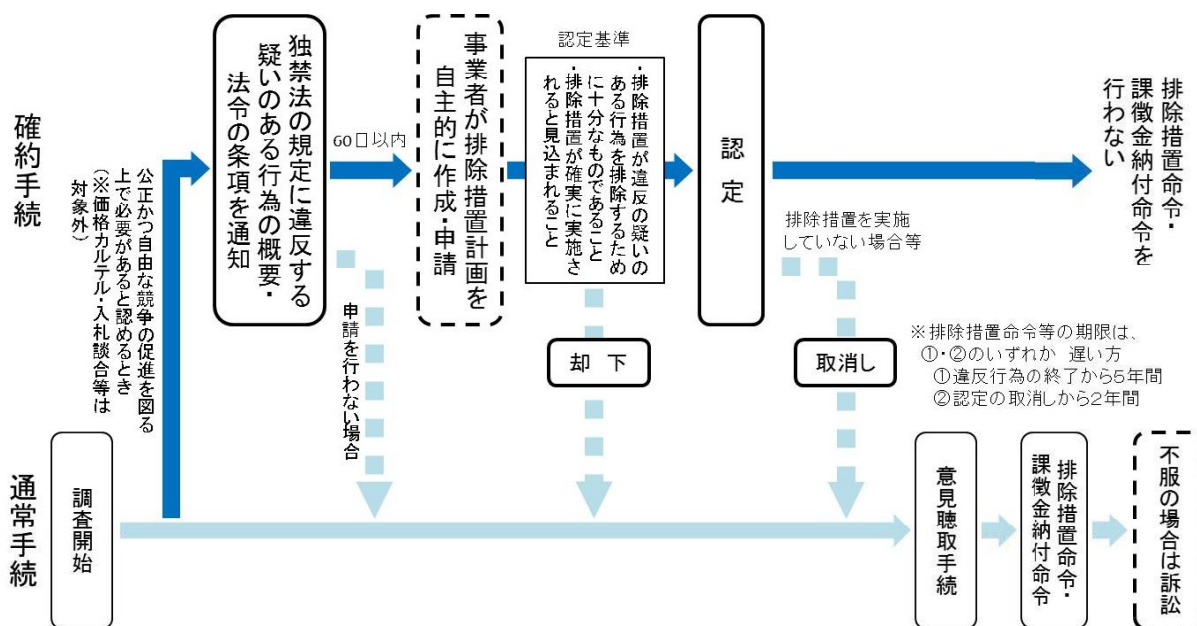
1. 背景

TPP協定の実施に伴い、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との合意により自主的に解決する制度の導入に関する規定を整備する必要がある。

2. 改正の概要

- ・ 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み(確約手続)を導入する。
- ・ このような仕組みは、競争上の問題の早期是正、当局と事業者が協調的に事件処理を行う領域の拡大に資するものである。

<新たに導入する仕組み(確約手続)の概要>



3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、 独立行政法人農畜産業振興機構法関係)

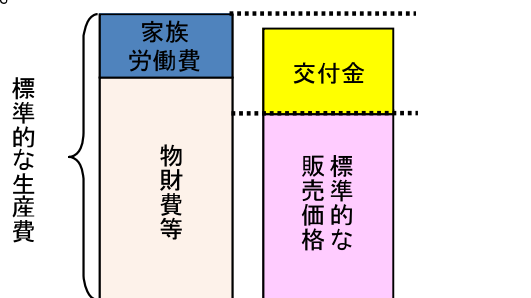
1. 背景

- TPP協定の実施に伴い、経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)として、
- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する
 - ② 国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とするための規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 畜産物の価格安定に関する法律の改正

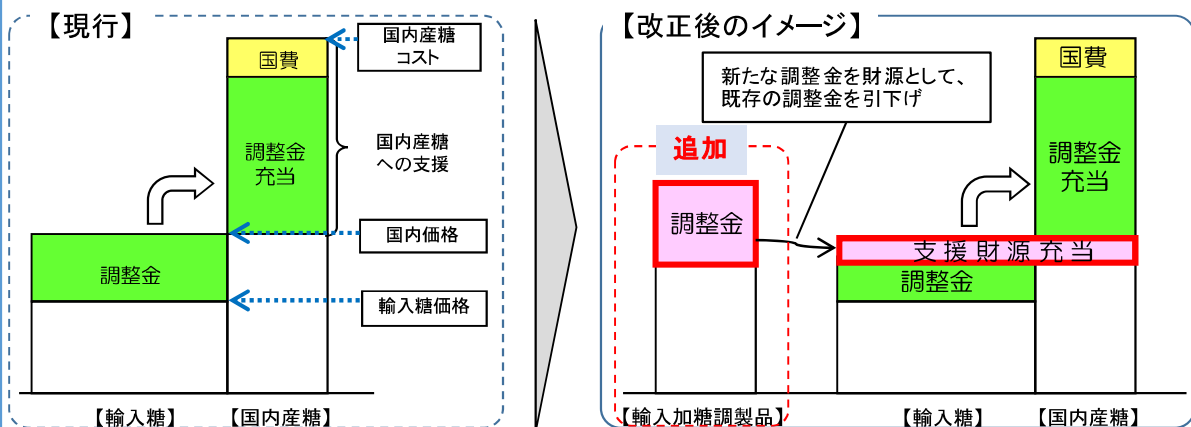
- 肉用牛・肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、(独)農畜産業振興機構がその差額を補填するための交付金を交付。
- 併せて、旧来の買入れ・保管・売渡しによる市場介入・需給操作を行う牛肉・豚肉の価格安定制度を廃止(近年発動実績が全くなし)。



※ 上記に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、機構の業務の規定を整備。

B. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の改正

- 砂糖の価格調整に関する制度を拡充。機構が輸入加糖調製品(ココア調製品等)から調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化。



※ 上記に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、機構の業務の規定を整備。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)として、我が国の地理的表示(GI)の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るため、諸外国と相互に地理的表示(GI)を保護できる規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

【地理的表示法】

* Geographical Indicationの略

現
行

- 生産地と結びついた特色ある農林水産物等の名称(地理的表示=GI*)を生産地や品質等の基準とともに登録・保護。
- 平成28年2月時点で計10産品を登録。
- 海外の産品についても、個別の申請を受付。他方、我が国の産品が海外でGI保護を受けるためには、生産者自身による海外での申請が必要。

- ・あおもりカシス(青森県)
- ・但馬牛(兵庫県)
- ・神戸ビーフ(兵庫県)
- ・夕張メロン(北海道)
- ・八女伝統本玉露(福岡県)
- ・江戸崎かぼちや(茨城県)
- ・鹿児島島の壺造り黒酢(鹿児島県)
- ・くまもと県産い草(熊本県)
- ・くまもと県産い草畳表(熊本県)
- ・伊予生糸(愛媛県)



TPPによる変化

- TPP協定において、諸外国と相互にGIを保護する場合の共通ルール*が確立

- * ① 2国間・多国間の国際協定により、GIの相互保護が可能(個別の申請がなくても保護)
- ② 事前の異議申立手続の義務化、GI保護の拒絶事由の明確化 など

国際協定によるGIの相互保護の仕組みを導入

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI産品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定

改正後のイメージ



3. 施行期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日。

農林水産業体質強化対策予算

事業名		H27.2月補正予算額(千円)		H28当初予算額(千円)		計(千円)		H27.6月補正予算額(千円)	
県事業名	国補正予算事業名		うち 国関連対策分		うち 国関連対策分	(A)	うち 国関連対策分	(B)	(A)/(B)
農村ビジネス創出戦略策定事業	地方創生先行型交付金(上乗せ分)	0	0	0	0	0	0	25,317	0%
経営体育成支援事業	担い手確保・経営強化支援事業	57,656	57,656			57,656	57,656	0	#DIV/0!
青年就業給付金事業(国補正)	新規就業・経営継承総合支援事業			39,750	0	39,750	0	0	#DIV/0!
強い農業づくり総合対策事業	強い農業づくり交付金 (産地パワーアップ事業)			746,800	746,800	746,800	746,800	98,075	761%
集落営農法人育成加速化対策事業				57,600		57,600	0	0	#DIV/0!
経営体育成支援事業				34,467		34,467	0	11,050	312%
青年就業給付金事業				311,249		311,249	0	191,686	162%
トレーニングファーム整備推進事業				1,528		1,528	0	1,272	120%
農業構造改革支援事業(緊急経済対策第2次)				96,361		96,361	0	375,285	26%
農業構造改革支援事業(中山間地域担い手農地集積促進対策)				20,000		20,000	0	20,000	100%
農業構造改革支援事業 (中山間地域耕作放棄地対策支援)				4,160		4,160	0	10,400	40%

農林水産業体質強化対策予算

事業名		H27.2月補正予算額(千円)		H28当初予算額(千円)		計(千円)		H27.6月補正予算額(千円)	
県事業名	国補正予算事業名	うち 国関連対策分	うち 国関連対策分	うち 国関連対策分	(A)	うち 国関連対策分	(B)	(A)/(B)	(A)/(B)
さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業			59,200		59,200	0	79,600	74%	
スキルアップ研修事業			14,925		14,925	0	18,492	81%	
園芸集団産地育成事業費(投資)	産地パワーアップ事業		798,699	798,699	798,699	798,699	548,535	146%	
さが園芸農業者育成対策事業費(投資)	(一部:強い農業づくり交付金)		1,088,954	0	1,088,954	0	730,093	149%	
さが園芸特産物デザイン力向上推進事業			11,000		11,000	0	11,000	100%	
加工・業務用野菜生産拡大支援事業			32,000		32,000	0	24,000	133%	
うれしの茶需要拡大対策事業			1,000		1,000	0	1,000	100%	
さが園芸農業者育成対策事業			29,166		29,166	0	34,315	85%	
肥育素牛生産拡大支援事業費			75,700		75,700	0	28,916	262%	
肥育素牛生産拡大施設等整備事業費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業		119,407	29,986	119,407	29,986	50,559	236%	
畜産競争力強化対策整備事業費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業		151,193	151,131	151,193	151,131	143,248	106%	
自給飼料生産・利用拡大対策事業費			17,578		17,578	0	16,030	110%	
佐賀県食肉センター施設整備費			2,744		2,744	0	19,578	14%	

農林水産業体質強化対策予算

事業名		H27.2月補正予算額(千円)		H28当初予算額(千円)		計(千円)		H27.6月補正予算額(千円)		
県事業名	国補正予算事業名	うち 国関連対策分	582,416	448,012	うち 国関連対策分	0	(A)	うち 国関連対策分	(B)	(A)/(B)
							448,012	0	448,012	0
漁業経営構造事業	水産競争力強化緊急施設整備事業						582,416	448,012	0	#DIV/0!
漁業経営構造事業	産地水産業強化対策支援事業						64,821	-	325	19945%
沿岸漁業振興特別対策事業							17,146		16,324	105%
玄海地区水産加工団地施設整備支援事業							4,983		210,670	2%
複合経営等漁家経営改善支援事業(ハード)							5,500		5,500	100%
玄海水産物流通機能強化支援事業(ソフト)							7,680		7,680	100%
造林事業費							190,400	0	279,534	68%
間伐等森林整備促進対策事業費	合板・製材生産性強化対策事業						177,554	131,347	7,150	2483%
荒廃森林拡大防止対策事業費							12,500	0	17,000	74%
県営林生産事業費							36,151	0	45,356	80%
県営林整備事業費							97,521	0	167,085	58%
さかの森林フル活用チャレンジ事業費							14,418	0	7,827	184%
林業・木材産業構造改革多作事業費							171,908	0	12,510	1374%
県産木材利用推進プロジェクト事業費							24,654	0	27,599	89%
森林整備加速化・林業再生事業費							41,620	0	0	#DIV/0!
ふるさと木材利用拡大推進事業費							41,097	0	39,571	104%

農林水産業体質強化対策予算

事業名		H27.2月補正予算額(千円)		H28当初予算額(千円)		計(千円)		H27.6月補正予算額(千円)	
県事業名	国補正予算事業名	うち 国関連対策分	うち 国関連対策分	うち 国関連対策分	うち 国関連対策分	(A)	うち 国関連対策分	(B)	(A)/(B)
中山間地域総合整備事業		19,881	0	186,000	0	205,881	0	270,000	76%
県営経営体育成基盤整備事業	水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進(公共)	120,600	120,600	546,000		666,600	120,600	564,900	118%
県営かんがい排水事業				368,550		368,550	0	398,100	93%
基盤整備促進事業				56,400		56,400	0	24,435	231%
森林環境保全整備事業費				210,300		210,300	0	223,110	94%
森林基盤整備交付金事業費(農山漁村地域整備交付金)				96,010		96,010	0	77,627	124%
森林基盤整備交付金事業費(道整備交付金)				213,320		213,320	0	166,146	128%
県単団体営林道事業費				13,520		13,520	0	21,480	63%
計		877,132	626,268	6,311,534	1,857,963	7,188,666	2,484,231	5,028,380	143%

輸出促進体制の強化・県産品の販売促進対策予算

事業名		H27.2月補正予算額(千円)		H28当初予算額(千円)		計(千円)		H27.6月補正後予算額(千円)	
県事業名	国補正予算事業名	うち 国関連対策分	うち 国関連対策分	うち 国関連対策分	うち 国関連対策分	(A)	うち 国関連対策分	(B)	(A)/(B)
海外市場開拓支援事業費		0	0	67,724	0	67,724	0	0	#DIV/0!
海外市場における佐賀ブランド確立 事業		0	0	29,713	0	29,713	0	30,737	97%
県産品輸出可能性等調査事業費		0	0	42,341	0	42,341	0	0	#DIV/0!
Oishi! SAGA輸出チャレンジ		0	0	13,731	0	13,731	0	0	#DIV/0!
計		0	0	153,509	0	153,509	0	30,737	499%

佐賀県 TPP 対策本部設置要綱

第1 目的

「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」が大筋合意（平成27年10月5日）されたことを受け、国の対応などに関する情報収集、各分野における効果・影響を分析するとともに、国への提言など必要な対策等を検討するため、佐賀県 TPP 対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

第2 検討事項

- 1 国及び関係機関の対応等の情報収集に関すること。
- 2 本県への効果・影響並びに、それを踏まえた国への提言及び県の対応に関すること。
- 3 その他必要な事項

第3 対策本部

- 1 対策本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 2 対策本部は、必要に応じ開催する。
- 3 対策本部の本部長には、知事があたるものとする。なお、知事が出席できないときは、副知事がその職務を代理するものとする。

第4 幹事会

対策本部には、幹事会を置くものとする。

第5 関係者の出席

対策本部には、その他関係者の出席を求めることができるものとする。

第6 事務局

対策本部の事務局は、産業労働部産業企画課に置く。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関する事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 対策本部の組織体制

役割	担当者	役 割
本部長	知事	全体総括、会議開催の決定
副本部長	両副知事	本部長の補佐
構成員	各部長・局長、教育長、警察本部長、 情報統括監、医療統括監、産業労働 部理事、会計管理者、政策総括監	各部（局）、教育庁等とりまとめ
事務局	産業企画課	会議の開催案内など事務的とりまとめ